



千葉労働組合

国鉄千葉労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（労働組合館）
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

98.7.15 No. 4818

90・3スト損賠公判（7/10）

中野委員長

七月一〇日、一三時三〇分より、千葉地裁五〇一号法廷において、「九〇・三スト損賠請求事件」の証人調べが行なわされた。組合側証人として中野委員長が出廷して、JR東日本のストに対する妨害の実例などを挙げて九〇年三月ストの正当性を訴えた。

スト以外も請求

本件は、国鉄分割・民営化から三年目の清算事業団解雇を目指して、JRへの不採用が国

家的不当労働行為であるとして、

「八七年四月一日にさかのぼつて採用したものとして取り扱うこと」とする千葉地労委の命令の履行をJRに求めて国労とともに三月一九日からスト実施を予定していた。しかし、前日の一八日早朝から千葉運転区でピケを張つて組合役員の入構を阻止したり、津田沼では組合事務所のまわりをフェンスで囲い、ピケを張つて組合事務所への通行を実力で阻止するなど、ストライキの妨害、支配介入を繰り返したことから、ストライキの実効性を確保するために戦術を拡大して一八日の一二時からストに突入したことが、「ストの目的、手続き、態様が違法」であるとして二千一〇〇万円余りの損害を請求してきたものである。

ストの拡大は全く正当！

こうしたJRによる不当な損害賠償請求を粉碎し、請求棄却をかちとるために組合側の反証の最初の証人として中野委員長に対する組合側の主尋問が行なわれた。

証言では、まず、本件ストに対するJRの処分が不当労働行為のであるとして千葉地労委に申し立てていた「九〇・三スト支配介入事件」では勝利命令をかち立っていた「九〇・三スト支配介入事件」では勝利命令を間違いないと確信に満ちて証言を行い、さらに、スト戦術の拡大については、時間帯の拡大、組合員数の拡大などがあること、組合役員の構内への立ち入りについても、ストの立ち上がりが必要不可欠であることを明らかにした。

北富士忍草母の会の代表も駆け付け、五月の泉佐野市議選で国賀さんが得票を大幅に延ばし高位当選をかちとった大きな勝利に「勇気づけられた」とあいさつし、参加者からも大きな拍手がわきおこった。動労千葉からも代表が参加して連帯のあいさつを行つた。

地元住民からは「なぜ今関空の二期事業＝拡大なのか。新ガイドライン－日本の戦争参加の動きと一致している」と熱烈な決意表明が行なわれ、これを受けて二キロのデモ行進を貫徹し

この間、会社側による立証が行なわれてきたが、会社側証人の証言で明らかになつたことは、請求事件の証人調べが行なわされた。組合側証人として中野委員長が出廷して、JR東日本のストに対する妨害の実例などを挙げて九〇年三月ストの正当性を訴えた。

スト以外も請求

本件は、国鉄分割・民営化から三年目の清算事業団解雇を目指して、JRへの不採用が国家的不当労働行為であるとして、JRに求めて国労とともに三月一九日からスト実施を予定していた。しかし、前日の一八日早朝から千葉運転区でピケを張つて組合役員の入構を阻止したり、津田沼では組合事務所のまわりをフェンスで囲い、ピケを張つて組合事務所への通行を実力で阻止するなど、ストライキの妨害、支配介入を繰り返したことから、ストライキの実効性を確保するために戦術を拡大して一八日の一二時からストに突入したことが、「ストの目的、手続き、態様が違法」であるとして二千一〇〇万円余りの損害を請求してきたものである。

問題に対しても、会社側が全く不誠実な対応を行い、そればかりかまだストにも入っていないなど、会社側の不当な対応を弾劾し、主尋問を終了した。

次回公判は、一〇月三〇日、中野委員長に対する会社側反対尋問が行なわれる予定である。

本件裁判の勝利をめざし、傍聴に結集しよう。

がストを中止することを申し入れたにもかかわらず拒否したことなど、会社側の不当な対応を弾劾し、主尋問を終了した。

一〇時三〇分から、中野委員長に対する会社側反対尋問が行なっているとの現場からの連絡で、ストの戦術拡大を決定した経過等が証言された。

また、JRは、ストの中止を申し入れていながら、動労千葉の財政を圧迫させようとする不当なものであることが明らかとなってきた。

地元住民先頭に 関西空港軍事使用反対へ新ガイドライン粉碎のデモかちとる 七・一一 関西空港反対集



関西空港軍事使用反対へ新ガイドライン粉碎のデモかちとる
七・一一 関西空港反対集

がストを中止することを申し入れたにもかかわらず拒否したことなど、会社側の不当な対応を弾劾し、主尋問を終了した。

次回公判は、一〇月三〇日、中野委員長に対する会社側反対尋問が行なわれる予定である。

本件裁判の勝利をめざし、傍聴に結集しよう。

がストを中止することを申し入れたにもかかわらず拒否したことなど、会社側の不当な対応を弾劾し、主尋問を終了した。

一〇時三〇分から、中野委員長に対する会社側反対尋問が行なっているとの現場からの連絡で、ストの戦術拡大を決定した経過等が証言された。

また、JRは、ストの中止を申し入れていながら、動労千葉の財政を圧迫させようとする不当なものであることが明らかとなってきた。